



平成 27 年 5 月 27 日

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス  
代表者名 代表取締役社長 畑 徹  
(JASDAQ・コード 6944)  
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 哲也  
(TEL 03-3245-2011)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。平成 27 年 3 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 73 回定時株主総会での承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。当該移行のために、取締役および取締役会の規定に監査等委員に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに監査等委員会に関する規定の新設を行うものです。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役等につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、当社現行定款第 33 条を変更するものです。なお、本定款変更につきましては各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、字句の修正を行います。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 23 日(火曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 23 日(火曜日)

以 上

【別 紙】

定款変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 2 0 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 1 条 当社の取締役は 1 2 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 2 2 条 当社の取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 3 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行通り)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            ( 削 除 )  <u>(2) 監査等委員会</u>  <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 2 0 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 1 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 1 2 名以内とする。  <u>2. 当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 2 2 条 当社の取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 3 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印する。</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第28条 (現行通り)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第30条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第30条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第33条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する最低限度額とする。</u></p>	<p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は、法令または定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第37条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第38条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印する。  2. 監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に置く。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第39条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>(監査役の員数)</u>  <u>第34条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u>  <u>第35条</u> 当社の監査役は株主総会の決議によって選任する。  2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第36条</u> 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第37条 監査役会は、その決議によ</u>  <u>って常勤の監査役を選定する。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役会)</u>  <u>第38条 監査役会は監査役をもって</u>  <u>組織する。</u>  <u>2. 監査役会は法令または定款</u>  <u>に定める事項のほか監査役の</u>  <u>職務執行に関する事項を定め</u>  <u>る。ただし、監査役の権限行</u>  <u>使を妨げることはできない。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第39条 監査役会の招集通知は各監</u>  <u>査役に対し、会日の3日前ま</u>  <u>でに発する。ただし、緊急の</u>  <u>場合はこれを短縮することが</u>  <u>できる。</u>  <u>2. 監査役の全員の同意がある</u>  <u>ときは、招集の手続きを経な</u>  <u>いで監査役会を開催すること</u>  <u>ができる。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第40条 監査役会の決議は、法令に</u>  <u>別段の定めがある場合を除き、</u>  <u>監査役の過半数をもってこれ</u>  <u>を行う。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第41条 監査役会における議事の経</u>  <u>過の要領およびその結果なら</u>  <u>びにその他法令に定める事項</u>  <u>については、これを議事録に記</u>  <u>載または記録し、出席した監査</u>  <u>役が記名押印する。</u>  <u>2. 監査役会の議事録は決議の日</u>  <u>から10年間本店に置く。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第42条 監査役会に関する事項は、法</u>  <u>令または定款に定めるものの</u>  <u>ほか、監査役会において定める</u>  <u>監査役会規程による。</u></p>	( 削 除 )
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第43条 監査役の報酬等は、株主總會</u>  <u>の決議によって定める。</u></p>	( 削 除 )

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する最低限度額とする。</u></p> <p>第45条～第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第48条～第52条 (条文省略)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p>第40条～第41条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第47条 (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第73回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上